

## 豊田市高齢者憩の家管理運営費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、豊田市高齢者憩の家の管理運営費に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において「豊田市高齢者憩の家」（以下「憩の家」という。）とは、高齢者（60歳以上の者をいう。以下同じ。）の教養の向上、地域との交流、レクリエーション活動等の場として設置された施設（高齢者憩の家設置届出書を市長に提出している施設に限る。）をいう。

## (補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、憩の家の管理運営に必要な経費の一部を補助することにより、憩の家が円滑に管理運営され、高齢者の活動の拡大が図られることを目的とする。

## (補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、当該憩の家が設置されている地域を代表する高齢者の団体で、次に掲げるものとする。

- (1) 高齢者クラブ
- (2) 自治区
- (3) 憩の家の利用者によって構成する利用者団体
- (4) その他市長が認める団体等

## (補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、憩の家の管理運営に係る経費のうち、次に掲げる費用とする。

- (1) 部屋の使用料
- (2) 部屋の光熱水費及び燃料費
- (3) テレビ受信料
- (4) 備品の修繕費
- (5) 消耗品費
- (6) 会議費
- (7) 備品購入費（別表に掲げる備品に限る。）
- (8) その他市長が必要と認める費用

## (補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条第1号から第6号まで及び第8号に掲げる費用（豊田市高齢者活動事務交付金の対象となる費用を除く。）並びに前条第7号に掲げる備品購入費の2分の1以内の額の合計額とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1号から第6号まで及び第8号に掲げる費用の合計額については、週3回以上開所の場合10万4千円、週2回開所の場合6万5

千円を限度とする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、前条第7号に掲げる備品購入費の2分の1以内の額については、10万円を限度とする。

(端数処理)

第7条 補助金の額の決定に当たっては、算出された額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第8条 第5条第1号から第6号まで及び第8号に掲げる費用に係る補助金の交付を受けようとする補助対象者は、豊田市高齢者憩の家管理運営費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、毎年度の4月30日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 活動計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 第5条第7号に掲げる備品購入費に係る補助金の交付を受けようとする補助対象者は、豊田市高齢者憩の家管理運営費(備品)交付申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添付し、備品を購入しようとする年度の4月30日まで又は10月1日から31日までの間に市長に提出しなければならない。

- (1) 購入しようとする備品の見積書
- (2) その他市長が必要と認める書類

3 第1項及び第2項の提出方法にかかわらず、補助対象者は、あいち電子申請・届出システム(平成16年あいち電子申請・届出システム利用規則)により、申請することができる。

4 市長は、緊急を要し、必要と認めるときは、前項の期間を変更することができる。  
(交付の決定等)

第9条 市長は、前条第1項及び第2項の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、予算の範囲内において交付の決定をし、申請を行った補助対象者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、補助対象者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定をしないものとする。

- (1) 補助対象者の役員又は会員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)が補助対象者の運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 補助対象者の役員又は会員が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると

認められるとき。

(4) 補助対象者の役員又は会員が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 補助対象者の役員又は会員が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(実績報告)

第10条 第5条第1号から第6号まで及び第8号に掲げる費用に係る補助金の交付を受けた補助対象者は、当該年度における憩の家の活動が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、豊田市高齢者憩の家管理運営費補助金実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 活動実績書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

2 第5条第7号に掲げる備品購入費に係る補助金の交付を受けた補助対象者は、当該備品を購入した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、豊田市高齢者憩の家管理運営費(備品)補助金実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 備品の写真

(2) 領収書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

3 第1項及び第2項の提出方法にかかわらず、補助対象者は、あいち電子申請・届出システム(平成16年あいち電子申請・届出システム利用規則)により、実績報告することができる。

(補助金の交付等)

第11条 第5条第1号から第6号まで及び第8号に掲げる費用に係る補助金については概算払により交付し、前条第1項の実績報告に基づいて精算を行うものとする。

2 第5条第7号に掲げる備品購入費に係る補助金については、前条第2項の実績報告書が提出された後、速やかに交付する。

(憩の家の設置等)

第12条 補助対象者は、憩の家を設置(変更及び廃止を含む。)しようとするときは、豊田市高齢者憩の家設置(変更・廃止)届出書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 憩の家を設置する施設の全体平面図

(2) 建物所有者(管理者)の承諾書

(3) その他市長が必要と認める書類

2 憩の家の設置に当たっては、自治区又は単位高齢者クラブの活動区域を最小の設

置単位とする。

3 補助対象者は、次に掲げる要件に基づいて憩の家を運営しなければならない。

(1) 憩の家の利用者は、原則として当該地域の高齢者とする。ただし、多世代及び他地域との交流活動を妨げない。

(2) 憩の家は、原則として週2回以上開所すること。

(3) 正当な理由なく、当該地域の高齢者の利用を拒まないこと。

(帳簿等の整備保管等)

第13条 補助対象者は、憩の家の管理者を定めるとともに、活動実績及び収支に関する帳簿等を整備保管し、補助金の使途等を明らかにしておかなければならない。

(検査)

第14条 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助対象者に対し、憩の家の管理運営に関する資料の提出を求め、又は憩の家等の検査を行うことができる。

(交付の取消し又は補助金の返還)

第15条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の一部若しくは全部を取り消し、又は既に交付した補助金の一部又は全部を返還させなければならない。

(1) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

(2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(4) 第9条第2項各号のいずれかに該当したとき。

(5) その他補助金の運用を不相当と認めたとき。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象備品一覧

テレビ、ビデオ（DVD）デッキ、電気こたつ、扇風機、ストーブ、掃除機、電気ポット、食器棚及びエアコン

- 注意 1 取付工事が必要な備品については、当該取付工事費を含みます。
- 2 自治区所有の施設を借用した憩の家で、地域集会施設整備事業補助金の対象となっているエアコンについては、補助対象外とします。
- 3 エアコンの設置に当たっては、借用している建物所有者の承諾書を添付してください。
- 4 こたつ布団、テレビチューナー等、対象備品の機能を発揮するために必要な周辺機器については、本体購入時に限り補助対象とします。
- 5 地上波デジタル放送対応のための周辺機器等については、テレビ等の本体購入にかかわらず、1回に限って補助対象とします。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

豊田市長 様

(申請者) (〒 - )  
住 所 \_\_\_\_\_  
団 体 名 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_  
電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

豊田市高齢者憩の家管理運営費補助金交付申請書

高齢者憩の家管理運営費補助金の交付を受けたいので、豊田市高齢者憩の家管理運営費補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

憩の家の名称	憩の家
交付申請額	金 円

活動計画書（開所予定一覧）

開所日	開 所 時 間
月 曜 日	( : ~ : ) ( : ~ : )
火 曜 日	( : ~ : ) ( : ~ : )
水 曜 日	( : ~ : ) ( : ~ : )
木 曜 日	( : ~ : ) ( : ~ : )
金 曜 日	( : ~ : ) ( : ~ : )
土 曜 日	( : ~ : ) ( : ~ : )
日 曜 日	( : ~ : ) ( : ~ : )
毎月決められた日 ( 日)	( : ~ : ) ( : ~ : )

添付書類

- 1 収支予算書
- 2 その他市長が必要と認める書類

## 収支予算書

### 【収入】

項 目	金 額	備 考
補 助 金	円	市の補助金
その他 ( )	円	会費等その他収入
その他 ( )	円	
収 入 合 計	円	

### 【支出】

項 目	金 額	備 考
使 用 料	円	部屋の使用料
光 熱 水 費	円	電気代、ガス代、水道代等
燃 料 費	円	灯油代等
受 信 料	円	N H K 受信料
修 繕 費	円	備品の修繕費
消 耗 品 費	円	憩の家管理用消耗品代
会 議 費	円	コピー代、茶葉代等 (上限 6, 0 0 0 円)
そ の 他 の 支 出	円	補助対象外の経費等
支 出 合 計	円	

記入上の注意 金額は見込額を記入し、収入合計と支出合計が一致するようにしてください。

様式第 2 号（第 8 条関係）

年 月 日

豊田市長 様

( 千      -      )  
(申請者) 住 所 \_\_\_\_\_  
団 体 名 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_  
電話番号                      (      ) \_\_\_\_\_

豊田市高齢者憩の家管理運営費（備品）補助金交付申請書

高齢者憩の家の管理運営に係る備品を購入したいので、豊田市高齢者憩の家管理運営費補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり申請します。

憩の家の名称	憩の家			
交付申請額	金		円	
購入する備品の明細				
備品名	規 格	数量	金 額	備 考
			円	
			円	
			円	
			円	

記入上の注意 明細欄の金額は、消費税込みの金額を記入してください。

添付書類

- 1 見積書
- 2 その他市長が必要と認める書類



豊田市長 様

(報告者) (〒 - )  
住 所  
団 体 名  
代表者名  
電話番号 ( )

豊田市高齢者憩の家管理運営費補助金実績報告書

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定のありました、豊田市  
高齢者憩の家管理運営費補助金に係る憩の家の活動を完了しましたので、豊田市高齢  
者憩の家管理運営費補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、次のとおり報告  
します。

憩の家の名称	憩の家	
交 付 決 定 額	金	円
支 出 総 額	金	円
うち補助対象額	金	円

添付書類

- 1 活動実績書
- 2 収支決算書
- 3 その他市長が必要と認める書類

## 活動実績書

月	延べ開所回数（回）	延べ参加人数（人）	備考
4 月			
5 月			
6 月			
7 月			
8 月			
9 月			
10月			
11月			
12月			
1 月			
2 月			
3 月			
合計			

### 主な活動内容

--

## 収支決算書

### 【収入】

項 目	金 額	備 考
補 助 金 (A)	円	市の補助金
その他 ( )	円	会費等その他収入
その他 ( )	円	
収 入 合 計	円	

### 【支出】

項 目	金 額	備 考
使 用 料	円	部屋の使用料
光 熱 水 費	円	電気代、ガス代、水道代等
燃 料 費	円	灯油代等
受 信 料	円	N H K 受信料
修 繕 費	円	備品の修繕費
消 耗 品 費	円	憩の家管理用消耗品代
会 議 費	円	コピー代、茶葉代等 (上限 6, 0 0 0 円)
そ の 他 の 支 出	円	補助対象外の経費等
支 出 合 計	円	総支出額
うち補助対象経費 (B)	円	補助対象となる経費の合計

補助金額 (A)	補助対象経費 (B)	返還額 (A) - (B)
円	円	円

記入上の注意

(A) - (B) がマイナスになった場合、返還額の欄には「0」を記入してください。

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

豊田市長 様

(報告者) (〒 - )  
住 所 \_\_\_\_\_  
団 体 名 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_  
電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

豊田市高齢者憩の家管理運営費（備品）補助金実績報告書

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定のありました、豊田市  
高齢者憩の家管理運営費補助金に係る備品を購入しましたので、豊田市高齢者憩の家  
管理運営費補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

憩の家の名称	憩の家			
交付決定額	金		円	
補助対象経費	下記のとおり			
購入した備品の明細				
備品名	規格	数量	金額	備考
			円	
			円	
			円	
			円	
合計			円	(A)

補助対象経費 (A) × 50% = \_\_\_\_\_ 円

添付書類

- 1 備品の写真
- 2 領収書の写し
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第5号（第12条関係）

年 月 日

豊田市長 様

(届出者) (〒 - )  
住 所 \_\_\_\_\_  
団 体 名 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_  
電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

豊田市高齢者憩の家 設置 (変更 廃止) 届出書

次のとおり豊田市高齢者憩の家を 設置 変更 廃止 しましたので、豊田市高齢者憩の家管理運営費補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき届け出ます。

所属する自治区名	自治区
活動の範囲 (自治区と異なる場合)	
憩の家の名称	憩の家
憩の家の設置場所	
設置施設の名称	
憩の家の利用面積	m <sup>2</sup>

添付書類

- 1 憩の家を設置する施設の全体平面図
- 2 建物所有者（管理者）の承諾書
- 3 その他市長が必要と認める書類

承 諾 書

建物の所在地

---

建物の名称

---

上記の建物を、( ) 憩の家として利用することを承諾します。

年 月 日

( ) 憩の家管理者

団 体 名 ( ) 代 表 者 名 ( ) 様

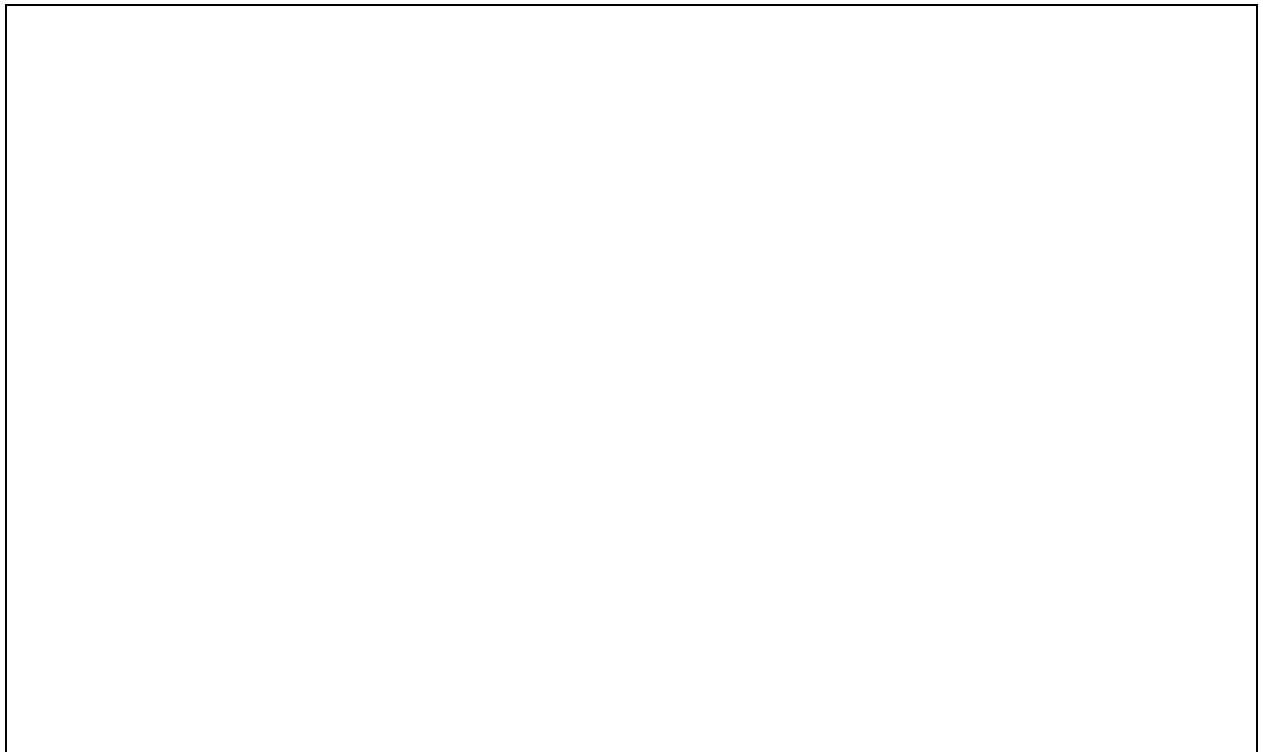
建物所有者（管理者） 住 所

---

氏 名

---

建 物 平 面 図



記入上の注意 建物全体を図示し、憩の家として利用する部分を赤枠で囲んでください。

承 諾 書 (エアコン用)

憩の家の名称：( ) 憩の家

上記憩の家にエアコンを設置することについて承諾します。

承諾に当たっては、憩の家の管理者が、設置、修理及び撤去に係る工事費を負担することを条件とします。

年 月 日

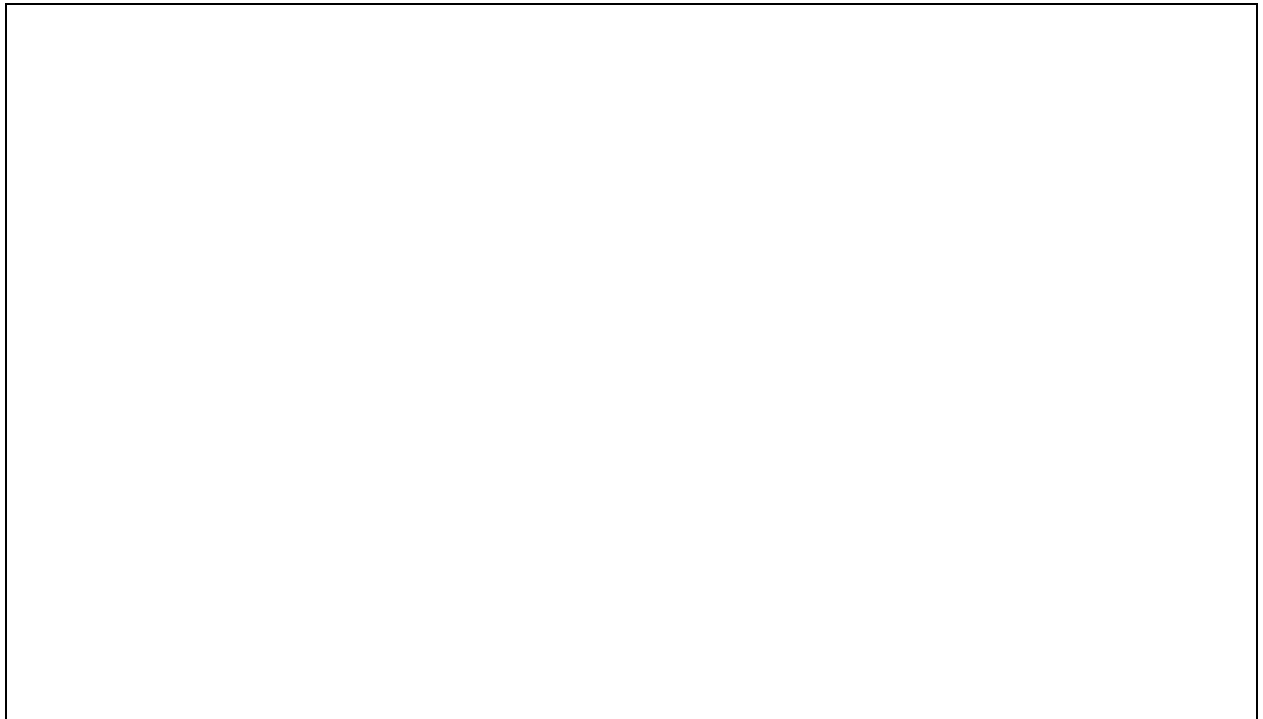
( ) 憩の家管理者

団 体 名 ( ) 代 表 者 名 ( ) 様

建物所有者 (管理者) 住 所

氏 名

建物平面図及びエアコン設置場所



記入上の注意 建物全体を図示し、憩の家として利用する部分を赤枠で囲むとともに、エアコンの設置場所に○印を付けてください。